

平成29年11月24日

まちづくり委員会資料

川崎市都市公園条例の一部改正に伴う
パブリックコメントの実施について

建設緑政局

1 条例改正の背景

(1) 運動施設

運動施設とは、都市公園法で定める「公園施設」の一つ
 ……野球場・陸上競技場・水泳プール等及びその附帯施設

(2) 運動施設率

$$\text{運動施設率} = \frac{\text{都市公園内の運動施設の敷地面積の総計}}{\text{都市公園の敷地面積}}$$



(3) 運動施設率の参酌基準化

都市公園法施行令の一部改正(平成29年6月15日施行)

(改正前)第8条第1項

「一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計は、当該都市公園の敷地面積の百分の五十を超えてはならない。」



(改正後)第8条第1項

「一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、百分の五十を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合(国の設置に係る都市公園にあつては、百分の五十)を超えてはならない。」

運動施設率の参酌基準化

※参酌基準:十分参照した上で判断しなければならない基準

(経過措置)同施行令の一部改正の施行日(平成29年6月15日)から1年以内に条例で運動施設率を定めることが必要

運動施設率の基準を条例化

2 条例改正の内容

(1) 本市の現状

市内の都市公園 1,129公園 うち運動施設のある都市公園 27公園

(平成29年4月1日現在)

公園種別	公園数	運動施設率平均	公園名
総合公園	3	38.23%	富士見公園、等々力緑地、生田緑地
運動公園	1	39.72%	多摩川緑地
地区公園	4	27.90%	桜川公園、大師公園、御幸公園、稲田公園
近隣公園	14	28.78%	小田公園、とんびいけ公園ほか12公園
街区公園	4	20.01%	入江崎公園、小倉西公園、東名長尾7丁目公園、恩廻公園
風致公園	1	3.64%	東高根森林公園
	27公園		

(2) 本市の基準(案)

- 現在、市内の都市公園において、運動施設率が100分の50を超える公園はない。
- 本市の良好な都市環境の形成、レクリエーションや防災など都市公園としての機能を踏まえ、オープンスペースを一定以上確保する必要がある。

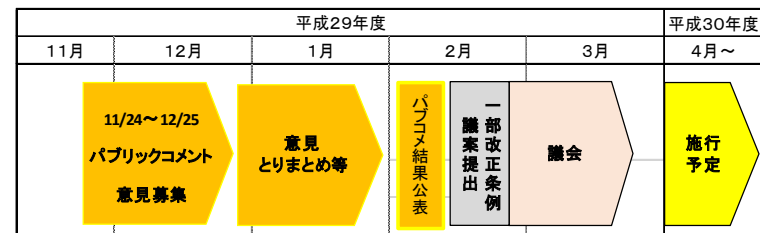


運動施設率は100分の50を超えてはならない
 (参酌基準のとおり)

(参考) 他都市の状況

政令指定都市: 全て参酌基準のとおり改正(予定)
 都道府県: 一部を除き、参酌基準のとおり改正(予定)
 (岐阜県、京都府のみ独自基準を検討)

(3) 今後のスケジュール



「川崎市都市公園条例の一部改正」について**御意見をお寄せください**

平成 29 年 6 月 15 日に都市公園法施行令が一部改正され、地方公共団体が設置する都市公園に関する運動施設率の基準について、従来基準（100分の50を超えてはならない）を参酌した上で、地域の実情に応じ条例で定めることができるものとされました。

つきましては、「川崎市都市公園条例」の一部改正に向けて、市民の皆様からの御意見を募集します。

1 意見募集の期間

平成 29 年 11 月 24 日（金）～平成 29 年 12 月 25 日（月）

※郵送の場合は、12 月 25 日（月）の消印まで有効です。

2 意見の提出方法

住所、氏名（団体の場合は、名称及び代表者の氏名）及び連絡先（電話番号、住所又はメールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法によりお寄せください。

(1) 電子メール

川崎市ホームページの「パブリックコメント手続」にアクセスし、ホームページ上の案内に従って専用フォームメールをご利用ください。

(2) ファクシミリ

FAX 番号：044（200）3973

（川崎市建設緑政局緑政部みどりの企画管理課）

(3) 郵送又は持参

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町1 2-1 川崎駅前タワー・リバービル 17 階

川崎市建設緑政局緑政部みどりの企画管理課

《注意事項》

- ・ 御意見に対する個別回答はいたしません。市の考え方を整理した結果を市のホームページにて公表します。
- ・ 個人情報については、提出された御意見の内容を確認する場合に利用し、川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護、管理します。
- ・ 電話や口頭での御意見の提出は御遠慮ください。

3 資料の閲覧及び配布場所

各区役所市政資料コーナー、各区役所道路公園センター、情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階）、みどりの企画管理課、川崎市ホームページ

4 問合せ先

川崎市川崎区駅前本町1 2-1 川崎駅前タワー・リバービル 17 階

川崎市建設緑政局緑政部みどりの企画管理課

電話：044（200）2394 FAX 番号：044（200）3973

E-mail: 53mikika@city.kawasaki.jp